

健発 0610 第 4 号  
平成 27 年 6 月 10 日

各省庁担当部局長（別添）殿

厚生労働省健康局長  
（公印省略）

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」  
について（通知）

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点から、国及び地方公共団体が所有する建築物（以下「公共建築物」という。）における適切な維持管理が課題となっており、また、昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）では、その基本理念の一つとして、「公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げるなど、公共建築物はその新たな建設のみならず、建設後の維持管理の重要性が増しているところだ。

このような中、公共建築物の維持管理を継続的に適切に行うためには、日常の建築物の維持管理業務を担うビルメンテナンス業について、ダンピング受注の排除、担い手の中長期的な育成・確保の促進を通じて健全な育成を図っていくことが不可欠な状況となっています。

今般、上記のとおり品確法が改正され、発注関係事務の運用に関する指針（平成 27 年 1 月 30 日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）が策定されたことを踏まえ、ビルメンテナンス業務固有の事項について、別添のとおりガイドラインとしてとりまとめましたので、貴省庁におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、適切に対応されるようお願いいたします。

また、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（品確法の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底方、併せてお願いいたします。

連絡先 厚生労働省健康局生活衛生課 TEL:03-3595-2301（直通） 担当：東、渡邊
---

## 各省庁発出先

内閣府	大臣官房長
宮内庁	管理部長
警察庁	長官官房長
金融庁	総務企画局長
復興庁	審議官
総務省	大臣官房長
法務省	大臣官房長
外務省	大臣官房長
財務省	大臣官房長
文部科学省	大臣官房長
厚生労働省	大臣官房会計課長
農林水産省	大臣官房長
経済産業省	大臣官房長
国土交通省	大臣官房長
環境省	大臣官房長
防衛省	経理装備局長
公正取引委員会	事務総局経済取引局長
衆議院事務局	事務次長
参議院事務局	事務次長
最高裁判所	事務総局経理局長
会計検査院	事務総局次長